

下松市『介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護』 サービスコード表 (A2)

令和8年6月1日～

1/2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50 1回につき

下松市『介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護』 サービスコード表 (A2)

令和8年6月1日～

2/2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 170/1000 加算		

※ 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入